

相楽東部広域連合議会の定例会の招集時期を定める規則

平成 21 年 1 月 26 日  
議会規則第 1 号

相楽東部広域連合議会の定例会は、毎年 2 月、7 月、11 月に招集するのを常例とする。  
ただし、都合により繰り上げ又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。